

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程（平成 6 年岩手県教育委員会訓令第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
別表（第 2 条関係） 許認可等標準処理日数一覧表								別表（第 2 条関係） 許認可等標準処理日数一覧表							
区分	事務の名 称	法令	標準			主管課等	処理 日数	区分	事務の名 称	法令	標準			主管課等	処理 日数
			処理 日数	機関	経過 日数						処理 日数	機関	経過 日数		
民法	1	[略]	[略]	[略]		総務課	[略]	民法	1	[略]	[略]	[略]		教育企画 室	[略]
	2	[略]	[略]	[略]		総務課又 は教育事 務所	[略]		2	[略]	[略]	[略]		教育企画 室又は教 育事務所	[略]
	3	[略]	[略]	[略]		総務課	[略]		3	[略]	[略]	[略]		教育企画 室	[略]
	[略]								[略]						
	5	[略]	[略]	[略]		総務課	[略]		5	[略]	[略]	[略]		教育企画 室	[略]
	6	[略]	[略]	[略]		総務課	[略]		6	[略]	[略]	[略]		教育企画 室	[略]
[略]								[略]							
教育 行政 組織 通則	1	教育 財産の 管理規 則（昭 和 39 年岩手 県教育 委員会 規則第 9 号） 第 6 条	[略]			学校財務 課	[略]	教育 行政 組織 通則	1	教育 財産の 管理規 則（昭 和 39 年岩手 県教育 委員会 規則第 9 号） 第 5 条	[略]			教育企画 室	[略]

<p>育財産に係るものであって、<u>使用期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の場合におけるものを除く。</u>)</p>											<p>育財産に係るものであって、<u>重要かつ異例に属するもの並びに青少年の家及び野外活動センターの分掌する教育財産に係るものに</u>限る。)</p>								
<p>2 教育財産の管理規則第6条使用許可（青少年の家及び野外活動センターを除く教育機関の分掌する教育財産に係るものであって、<u>使用期間が1週間</u></p>	<p>教育財産[略] 管理規則第6条</p>			<p>教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。）</p>	[略]					<p>2 教育財産の管理規則第5条使用許可（青少年の家及び野外活動センターを除く教育機関並びに盛岡教育事務所</p>	<p>教育財産[略] 管理規則第5条</p>					<p>教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。）及び盛岡教育事務所</p>	[略]		

		以内又は使用部分が極めて小部分の場合におけるものに限る。)							
学校教育	1	[略]	[略]	[略]			学校教育課	[略]	
	2	[略]	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第23条	[略]			学校教育課	[略]	
	3	[略]	[略]						
教職員	1	[略]	教育職員免許法第5条第1項	[略]			[略]	[略]	
		[略]							
社会教育・体育		[略]							
	4	[略]	青少年の家条例(昭	[略]			[略]	[略]	

		て、重要かつ異例に属するものを除く。)							
学校教育	1	[略]	[略]	[略]			学校教育室	[略]	
	2	盲学校等の指定の変更	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第16条	7			学校教育室	7	
	3	盲者等の区域外就学の承諾	学校教育法施行令第17条	7			学校教育室	7	
	4	[略]	学校教育法施行令第23条	[略]			学校教育室	[略]	
	5	[略]	[略]						
教職員	1	[略]	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項	[略]			[略]	[略]	
		[略]							
社会教育・体育		[略]							
	4	[略]	青少年の家条例(昭	[略]			[略]	[略]	

	和56年岩手県条例第16号) 第3条第1項					
5	野外活動センター管理運営の使用許可	7		スポーツ健康課	7	
6	野外活動センター管理運営の使用許可を受けた事項の変更の許可	7		スポーツ健康課	7	
文化	[略]					
5	[略]	[略]		[略]	[略]	
6	博物館の入館の許可	5		博物館	5	
7	[略]	[略]		[略]	[略]	
8	美術品の等	5		美術館	5	

	和56年岩手県条例第16号) 第3条第1項本文					
文化	[略]					
5	[略]	[略]		[略]	[略]	
6	[略]	博物館条例(昭和55年岩手県条例第41号) 第3条第1項		[略]	[略]	

		観覧の許可	年岩手県 条例第52 号) 第2条 第1項						
	9	[略]	美術館条 例第3条 第1項	[略]			[略]		[略]
信託	1	[略]	[略]	[略]			総務課		[略]
	2	[略]	[略]	[略]			総務課		[略]
	3	[略]	[略]	[略]			総務課		[略]
	4	[略]	[略]	[略]			総務課		[略]
	5	[略]	[略]	[略]			総務課		[略]

	7	[略]	美術館条 例(平成13 年岩手県 条例第52 号) 第3条 第1項	[略]					[略]	[略]
	8	図書 館の調 査研究 室の利 用の許 可	図書館条 例(平成17 年岩手県 条例第67 号) 第4条 第1項	5				図書館	5	
	9	図書 館資料 の複写、 撮影等 の許可	図書館条 例第5条 第1項	5				図書館	5	
信託	1	[略]	[略]	[略]				教育企画 室	[略]	[略]
	2	[略]	[略]	[略]				教育企画 室	[略]	[略]
	3	[略]	[略]	[略]				教育企画 室	[略]	[略]
	4	[略]	[略]	[略]				教育企画 室	[略]	[略]
	5	[略]	[略]	[略]				教育企画 室	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。